

大館市農業委員会総会議事録

令和6年2月9日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和6年2月9日（金）午後1時57分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1 番	高坂 千悦	8 番	安部 幸美	16 番	阿部 重信
2 番	渡邊 久雄	10 番	石山 元一	18 番	藤盛 久登
3 番	岩澤 トシ子	11 番	小畑 美恵子	19 番	小畑 純市
4 番	富樫 俊昌	12 番	嶋田 久美子		
5 番	伊藤 昇	13 番	藤原 信雄		
6 番	菅原 一成	14 番	渡邊 久留美		
7 番	小林 大樹	15 番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（ 2名）					
9 番	斎藤 重春	17 番	畠山 繁司		
4. 委員以外の出席者 職氏名					
なし					
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	14 番	渡邊 久留美		15 番	浅利 瑞穂
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 5 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 6 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
議案第 8 号	大館市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準案について

局長

定刻より少し早いのですが予定されている委員が揃いましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。
事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、9 番 斎藤 重春 委員、17 番 畠山 繁司 委員より、都合により欠席することをご報告いたします。

また、7 番 小林 大樹 委員より少し遅れるとの連絡がありましたことをご報告します。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 14 番 渡邊 久留美 委員、議席番号 15 番 浅利 瑞穂 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務

局から説明願います。

局長

- ・業務報告（1月総会～2月総会）について
- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

19番 小畑 純市 委員

報告第3号のNo.50で「耕作不便のため」とあるが、次の耕作予定者はいるのか。

事務局

No.50については、今のところ次の耕作者は見つかっておりません。他の耕作不便地も依頼があれば斡旋するが、なかなかおりません。

16番 阿部 重信 委員

No.50の関係で、私も携わっているので話しますが、現在、アスパラに力を入れている方で、耕作不便地も借りてほしいと話している。

議長

他にございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

24ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処

分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和6年2月9日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

25 ページをお開き願います。

内訳は、25、26 ページのNo.4 から 8 の 5 件で、地目は田が 6,064 m²と畑が 1,642 m²となり面積合計は 7,706 m²であります。

譲受の事由は、No.4 と No.6 は「新規就農」No.5、No.7、No.8 は「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第3条第2項各号（第1号～第6号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第3号 No.4 から No.8 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第3号 No.4 から No.8 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案とおり決することとします。

議長

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

27 ページをお開き願います。

議案第4号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和6年2月9日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

28 ページをお開き願います。

内訳は、28、29 ページのNo.1 から No.3 の 3 件で、地目は田で 708 m²と畑が 1,632 m²となり面積合計は 2,340 m²であります。

No.1 は一般住宅を建築しようとするものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてですが、申請地は、大館消防署から北東へ、約400mに位置する第1種住居地域の3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてですが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は、30、31 ページに記載のとおりであります。

No.2 は資材置場を整地するものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてですが、申請地は、比内総合支所から南へ、約1,200mに位置する第

1種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2の位置図及び配置図は、32、33ページに記載のとおりであります。

No.3は共同住宅を建築するものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、大館市役所から東へ、約370mに位置する第1種住居地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3の位置図及び配置図は、34、35ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.1の現地調査の結果を議席番号12番の嶋田久美子委員より、No.2とNo.3を議席番号13番の藤原信雄委員にご報告願います。

12番 嶋田久美子委員

12番の嶋田久美子です。

議案第4号のNo.1について、去る2月2日に藤原信雄委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者は現在、アパート住まいですが、4人家族では手狭となったことから、叔母の農地を譲り受けて一般住宅・駐車場を建築しようとするものです。

申請地は30ページの位置図になります。

この場所は、ハッピー・ドラッグ大館片山店の北側の農地で、肥培管理されていました。

31ページの配置図にありますように、転用にあたっては、盛土は行わず、現在の地盤である黒ボクを約30cm除去して、碎石に置き換えます。東側の畑は譲渡人の所有で、安定勾配での素掘側溝を設けます。西側は舗装されていない公衆用道路、北側は舗装された道路で、それらの高さに合わせてアスファルト舗装します。南側の店舗敷地境には擁壁があるため、土砂流出は発生しない計画です。

雨水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

13番 藤原 信雄 委員

13番の藤原 信雄です。

議案第4号のNo.2及びNo.3について、去る2月2日に嶋田 久美子 委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

はじめにNo.2について報告いたします。

申請者は現在の既存施設にある資材置場を貯木場として利用してきたが、木材の量が多くなり、現在の敷地では足りなくなっていることから、隣接する農地を譲り受けて資材置場を拡張するものです。

申請地は32ページの位置図になります。

この場所は、比内総合支所から南側へ約1,200mに位置し、国道285号から市道 達子・森合線に入り南へ約250m進んだ左側の農地で、休耕地でありました。

33ページの配置図にありますように、転用にあたっては、約30cm盛土します。西側は市道側溝があり、東側は堤防の法面に接し、南側は素掘り

側溝から U 型側溝に施工し、北側は既存敷地の高さに合わせるため土砂流出は無い計画です。

雨水は自然流下、汚水や生活雑排水はなし、また、この転用は、事業所敷地の拡張であり、既存の敷地面積の 3,393 m²の 1/2 を超えないため、問題は無いものとみてまいりました。

なお、当該地域は大館市土地改良の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

次にNo.3 について報告いたします。

申請者は賃貸アパートの需要に対し、いまだ不足しているものと考え、住環境が整っているこの地を選定し、譲渡人から譲り受けて共同住宅を建築しようとするものです。

申請地は 34 ページの位置図になります。

この場所は、市役所から東側へ直線で約 370mの場所に位置し、市道 上町金坂線を東に進んだ右側住宅の裏地で、休耕地でありました。

35 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、13 番 6、13 番 7 を一体利用し、表土を約 30 cm除去しそこに砕石を周りの高さに合わせて盛土します。東側と南側にはコンクリートブロック塀があり、西側と北側は新設歩車道境界ブロックを設置し、通路は市道と高さを合わせてアスファルト舗装して土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、嶋田 久美子 委員と藤原 信雄 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 4 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 4 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第5号 農地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

36 ページをお開き願います。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和6年2月9日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は37ページの、令和5年度農用地利用集積計画（第10号）の新規に利用権を設定するものと再設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新-311から新-439までの129件と再-240から再-271までの32件で合計161件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間、1年が2件、3年が43件、4年が1件、5年が51件、6年が9件、10年が23件で、地目は田で804,085.56㎡と畑で6,854㎡となり新規面積810,939.56㎡であります。次に再設定ですが、1年が5件、3年が13件、5年が4件、6年が2件、10年が8件で地目は田で147,888㎡と畑が5,861㎡と樹園地が4,504㎡となり再設定面積158,253㎡となり面積合計は969,192.56㎡であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 5 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長

はじめに、新-311 から新-358 及び新-360 から新-439 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 5 号 新-311 から新-358 及び新-360 から新-439 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新-359 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 10 番 石山 元一 委員は退席願います。

(10 番 石山 元一 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-359 について原案のとおり決してご異議ござい

ませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 10 番 石山 元一 委員は入室をお願いします。

(10 番 石山 元一 委員 入室し着席)

議長

次に、再－240 から再－246 及び再－248 から再－271 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、再－240 から再－246 及び再－248 から再－271 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、再－247 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 7 番 小林 大樹 委員は退席願います。

(7 番 小林 大樹 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再－247 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号7番 小林 大樹 委員は入室をお願いします。

(7番 小林 大樹 委員 入室し着席)

議長

議案第5号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

47ページをお開き願います。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和6年2月9日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

48ページには、令和5年度農用地利用集積計画（第10号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-5から所-8の4件で、秋田県農業公社へ所有権を移転する者が2件で、秋田県農業公社から所有権を移転する者が2件であり、地目は田で、27,413㎡となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第6号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 6 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとし、大館市へ送付することとします。

議長

次に、議案第 7 号 農地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

49 ページをお開き願います。

議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 6 年 2 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 50 ページの、令和 5 年度農用地利用集積等促進計画（第 5 号）の新規に権利を移転するものが記載されております。

決定依頼の件数は、権 - 25 から権 - 31 までの 7 件であります。

権利移転の地目は田で 50,606 m²であります。

権利の移転を受ける者の住所・氏名、権利の移転をする者の住所・氏名、権利を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積等促進計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、権-28 から権-31 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

議長

次に、権-25 から権-27 までを審議します。

恐れ入りますが、議席番号 19 番 小畑 純市 委員は退席願います。

(19 番 小畑 純市 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、権-25 から権-27 までについて原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 19 番 小畑 純市 委員は入室をお願いします。

(19 番 小畑 純市 委員 入室し着席)

議長

議案第 7 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 8 号 大館市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準案についてを議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

51 ページをお開き願います。

議案第 8 号 大館市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準案について

大館市農業委員会農地移動適正化あっせん基準について、その一部を改正し、秋田県知事の認定を求めるにあたり意見を求める。

令和 6 年 2 月 9 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

大館市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する基準案の内容につきましては 52 ページから 56 ページに、57 ページから 62 ページには、新旧対照表が記載されており、下線部分が変更箇所であります。

説明は新旧対照表にて説明します。57 ページをお願いします。

なお、国が示した「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、市などの関係機関や農協などの関係団体、学識経験者で構成する協議会から 1 月 12 日に意見聴取をして同意の回答を頂いております。

－ 改正事項説明 －

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました議案第 8 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

事務局

1月23日から24日の秋田県都市農業委員会会長会での先進地視察研修について報告。

議長

それではこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後2時57分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月9日

議 長

議事録署名委員 14 番

議事録署名委員 15 番

農地法第3条調査書

議案第3号 No.4	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市東台七丁目・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市字八幡沢岱・・・
		〇〇 〇〇
譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市字八幡沢岱・・・
		△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人はこれまでも実家の農作業を手伝い農業の経験がある。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が家庭菜園を行う目的で本申請地を取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、1月30日、伊藤 昇 農業委員と丸岡 信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第3号 No.5	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市立櫃崎字大道下・・・外・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市立櫃崎字上宅地・・・
		〇〇 〇〇
譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市立櫃崎字上宅地・・・
	△△ △△	
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲受(借)人が規模拡大する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月3日、富樫 俊昌 農業委員と富樫 覚 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第3号 No.6	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市十二所字平内沢・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市東台六丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市十二所字平内新田・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人は申請地を平成29年から耕作し農業の経験がある。保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月30日、畠山 繁司 農業委員と羽柴 睦廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第3号 No.7	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市立花字上立花・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		東京都杉並区荻窪四丁目・・・
		氏 名
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
	大館市立花字塚ノ下・・・	氏 名
		△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、譲受(借)人が規模拡大する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月30日、伊藤 昇 農業委員と丸岡 信雄 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第3号 No.8	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市比内町笹館字水無・・・外・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 氏名
		東京都東大和市清水6丁目・・・ ○○ ○○
	譲受(借)人	住所 氏名
		大館市比内町笹館字水無・・・ △△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、譲受(借)人が規模拡大する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、1月29日、菅原 一成 農業委員と岸 恭司 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない